

平成30年

重要判例回顧

弁護士
柳田 幸三

本稿は、本増刊号冒頭の「監修にあたって」で触れたとおり、本誌平成30年1月号（823号）から12月号（836号）までの本誌通常号「金融商事実務判例紹介」欄掲載の各判例の中から、企業法務および銀行法務の観点から見て重要なものを「銀行の固有業務」、「担保・保証」、「回収・倒産」、「その他金融業務」、「商事」、「その他企業法務」の6つの分野に分類して、

その概要を紹介するものである。記述にあたっては、前年号と同様に、通読する場合の読みやすさの観点から、当事者を、原告、控訴人、上告人などの訴訟手続上の呼称で呼ぶことは避け、抵当権者、賃借人、差押債権者など、当事者の法律上の地位で表示することとした。なお、紙幅の関係と重要性の観点から、最高裁判例を対象としてその概要を紹介することとした。

一 銀行の固有業務

1 振り込み詐欺について詐欺罪の実行の着手があったとされた事例（破棄自判）（最判平

成30・3・22本号6判例）
本件は、いわゆる振り込み詐欺に係る詐欺被告事件である。



被害者は、甥になりました氏名不詳者からの電話で、仕事の関係で現金を至急必要としている旨の嘘を言われ、その旨誤信し、甥の勤務する会社の系列社員と称する者に現金100万円を交付したが、さらに、被害者は、警察官を名乗る氏名不詳者からの電話で、「昨日、駅の所で、不審な男を捕まえたんです、その犯人が被害者の名前を言っています」「銀行に今すぐ行って全部下ろした方がいいですよ」「前日の100万円を取り返すので協力してほしい」などと言われ、警察官を名乗る氏名不詳者からの電話で、「僕、向かいますから」などと言われたと

ころ、氏名不詳者らは、警察官であると誤信させた被害者に預金口座から現金を払い戻させたうえで、警察官を装って被害者宅を訪問する予定でいた被告人にその現金を交付させ、これをだまし取ることを計画し、その計画に基づいて、被害者に対し、前記の各文言を述べたものであり、被告人は、詐取金の受取役であることを認識したうえで、その指示に従って被害者宅付近まで赴いたが、被害者宅に到着する前に警察官から職務質問を受けて逮捕された。第一審は、詐欺未遂罪の成立を認め、被告人を懲役2年4カ月に処したが、原審は、被害者に対し警

分類	概要	裁判所・言渡日等	出典	
預金業務	預金拘束	顧客の預金払戻請求に対する預金拘束を理由にその払戻しを拒絶して顧客に対する貸付金と相殺した金融機関の措置が是認された事例	大阪地判平成29・3・22(確定)	金法 2081号 85頁 本号 1 判例
	預金者の認定	架空名義の定期預金債権が自己に帰属するとしてした払戻請求に理由がないとされた事例	大阪高判平成29・9・21(確定) 大阪地判平成29・3・24(控訴) ※大阪高判平成29・9・21の原審	金法 2085号 84頁 本号 2 判例 金法 2085号 90頁
		預金払戻請求	被用者の横領行為により損害を被った使用者(預金者)による、金融機関に対する損害賠償請求が棄却された事例 厚生年金基金の事務長兼出納員が、同基金名義の預金から払戻しを受けて着服横領した場合において、払戻しの効果が同基金に帰属するとされた事例	東京高判平成29・2・2(確定) 長野地判平成30・5・25(控訴)
	相続預金	共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権を遺産分割の対象とし、遺産のすべてを相続人1人が取得するとした事例	大阪高決平成29・5・12(確定) ※最大決平成28・12・19の差戻審	金法 2082号 58頁 判タ 1450号 83頁
	カードデビット	デビットカードが不正使用された場合に、預金者保護法の適用または類推適用がされるかが争われた事例	東京地判平成29・11・29(確定)	金法 2094号 78頁 本号 5 判例
	金融犯罪	被害者が「だまされたふり作戦」に協力して模擬現金を発送した後に犯行に加担した受け子に関し、共犯者との間で詐欺の共謀をしたと認められれば詐欺未遂罪の共同正犯が成立するとした事例	名古屋高判平成28・9・21(確定)	判時 2363号120頁
		受け子について、いわゆる承継的共同正犯としての詐欺罪の成立を肯定し、未遂犯として処罰すべき法益侵害の危険性の有無の判断につき、当該行為時点でその場に置かれた一般人が認識し得た事情と行為者が特に認識していた事情とを基礎とすべきであるとしてこれを肯定し、詐欺未遂罪の共同正犯が成立するとした事例	福岡高判平成29・5・31(上告後、上告棄却)	刑集71巻10号562頁 判時 2363号120頁 判タ 1442号 65頁
		共犯者による欺罔行為後だまされたふり作戦開始を認識せずに共謀のうえ被害者から発送された荷物の受領行為に関与した者が詐欺未遂罪の共同正犯の責任を負うとされた事例	最決平成29・12・11(上告棄却)	刑集71巻10号535頁 判時 2368号 15頁 判タ 1448号 62頁 本号 7 判例
		特殊詐欺のいわゆる受け子として詐欺未遂の事実で起訴された被告人が一審で有罪とされた事件について、控訴審が、原判決が認定した罪となるべき事実には、明示的にも黙示的にも、被告人らが、被害者に対し、財物の交付に向けて人を錯誤に陥らせる行為をしたと解し得る事実が記載されていないから理由不備の違法があるとして原判決を破棄し、詐欺罪の実行の着手があったとは認められないとして無罪の自判をした事例	東京高判平成29・2・2(上告後、破棄自判)	刑集72巻1号134頁 判タ 1449号153頁
		振り込み詐欺について詐欺罪の実行の着手があったとされた事例	最判平成30・3・22(破棄自判)	刑集72巻1号82頁 本号 6 判例
	差押え	債務者の第三債務者である金融機関に対するその全店舗および全種類の預金債権を対象とする「全店一括順位付け方式」による債権差押命令の申立てにつき、同方式によっては差押債権の特定を欠くとした最高裁決定を踏まえて債権者の申立てを却下した執行裁判所の原決定が、執行抗告審において、同最高裁決定の場合とは第三債務者である金融機関の個性ないし特性が異なり、差押債権の特定に欠けるというべき場合ではないとして、取り消され、事件が執行裁判所に差し戻された事例	名古屋高金沢決平成30・6・20(確定)	金判 1552号 43頁

預金拘束の可否（請求棄却）（確定）（大阪地判平成29・3・22金法2081号85頁）

重要度 ★★☆☆

事案の概要

本件は、原告が、銀行である被告に対して、主位的に、被告との間に複数の預金契約に基づく各預金（以下、「本件各預金」という）があるとして、同各預金契約またはその解約に基づき各預金の払戻しを求めるとして、原告が、各預金はすべて被告の原告に対する貸金と相殺済みであると争ったため、予備的に、被告の採った、各預金の払戻しに応じないでこれを違法に拘束して相殺するという措置は、債務不履行または不法行為を構成し、原告は同措置により消滅した各預金相当額の損害を被ったと主張して、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を求めるとした事案である。

原告と被告の間の銀行取引約定には、「支払の停止または破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があつたとき」以下、「当然喪失事由」という、「貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいつさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します」とする定め（以下、「期限の利益喪失約定」という）がある。なお、被告は、銀行取引約定に基づき、原告

銀行の固有業務

に対し、金3500万円を貸し付けた（以下、「本件貸金」という）。

判旨

請求棄却。

「原告が本件バンクミーティングにおいてした本件金融債権者らに対する元本の約定弁済をしない旨の通知は、当然喪失事由である支払停止に該当し、これにより、原告は、本件貸金につき期限の利益を喪失し、同日をもって本件貸金と本件各預金とは相殺適状にあったものと認められるのであるから、被告は任意にこれらを相殺することができ、原告において、本件各預金の払戻しを受けることは事実上できないのであるから、被告が、直ちに相殺をすることなく、払戻しを拒むに留まる措置（本件預金拘束）をしたとしても、原告に不利益を生じさせるものとはいえない。また、担保権の設定がなされておらず、当座預金や普通預金といった要求払性預金であっても、事実上の担保的機能を有することは否定できず、原告は、本件バンクミーティング当時、実質的に破たんしているといふべき状況であったから、追担保を求めることはおよそ不可能であったといふべきである。

解説

前述の事情に照らし、預金の有する、金融機関の貸付債権に対する担保的機能及び優先弁済機能に鑑みれば、本件預金拘束は、信義則又は公平の原則から許されるものといふべきであつて、原告に対する債務不履行又は不法行為を構成するものとは認められない。

本判決は、期限の利益喪失約定所定の当然喪失事由は、いずれもいわゆる倒産にあたる場合を列挙したものと認められるから、同事由のうちの支払停止とは、破産法15条2項所定の破産開始要件としての「支払を停止したとき」や同法160条1項2号等の否認権の対象行為を画する「支払の停止」と同義に解すべきであり、「債務者が、支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないと考えて、その旨を明示的又は黙示的に外部に表示する行為」をしたとき（最判昭和60・2・14金融・商事判例718号14頁参照）と解するのが相当であると判示したうえで、前記のとおり、かかる支払停止に該当する場合の本件預金拘束を許容した。

（水野信次）